

# 日本コーチ協会 京都チャプター定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会の名称は 日本コーチ協会京都チャプターという。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を京都市左京区に置く。

## 第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 日本コーチ協会定款第3条に基づき 健全なコーチの育成とコーチング諸技法の進歩及び正当な社会的摘要による普及を図り、公益の増進に貢献することを目的とする。

(活動)

第4条 この会は次のことを活動目的とする。

1. チャプター主催の定期的な研究会、勉強会などの開催
2. 会員同士の情報交換
3. コーチングに関する調査研究事業
4. コーチの紹介事業
5. その他この会の目的にかなう諸活動

## 第3章 会員

(種別)

第5条 この会の会員は次のとおりとする  
この会の目的に賛同し活動に参加する個人

(入会)

第6条 本会の目的に賛同し活動に協力することに同意しこの会に入会しようとする者は京都チャプター事務局が定める入会申込書により事務局担当者に申し込むものとする。

1. 代表幹事は入会申込者が本会の目的に賛同し活動に協力できる者と認めるときは正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
2. 代表幹事は前項の入会を認めないときは速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第7条 入会金、年会費は別紙に定めるものとする。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一つに該当する場合にはその資格を喪失する。

1. 本人は退会届を提出したとき
2. 個人の死亡
3. 年1回行う更新手続きにおいて継続の意思を示さなかったもの。

(退会)

第9条 会員は退会届を提出して任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一つに該当するに至った時は総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

1. この会の名誉を傷つけ目的に反する行為をしたとき
2. 特定の人の営業・宗教などの勧誘活動を行った場合

(拠出金品の不返還)

第11条 既に納入した会費及びその他の拠出金はこれを返還しない。

#### 第4章 役員

(種別及び定款)

第12条 この会に次の役員を置く

代表 1名

副代表 若干名

事務局長 1名

会計 1名

監査 1名

運営委員 若干名

(選任等)

第13条 前出の役員は会員の中から総会において選出する。代表は日本コーチ協会正会員の中から選出する。

(職務)

#### 第14条

- ・ 代表は この会の目的の実現のために 運営業務を統括する。
  - ・ 副代表は この会の目的の実現のために代表を補佐し業務運営を支援する。
  - ・ 事務局は この会の環境をより調和のとれたものにするため 業務運営及び会員管理を行う
- う
- ・ 会計はこの会の運営をより確かなものにするために 会費の金銭管理、会計業務及び業務運営を行う。
  - ・ 監査はこの会をより信頼あるものにするために金銭収支の状況及び財産の状況を監査すること。
  - ・ 運営委員は第4条の活動に基づき「魅力ある」企画及び業務運営を行う。
  - ・ 職務は併任をさまたげない。

(任期)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠または増員によって就任した役員の任期はそれぞれの前任者の残存期間とする。役員は辞任または任期終了後も 後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号に該当するに至った時は総会の議決によりこれを解任することができる。

- 心身の故障のために職務の遂行に堪えないと認められる時
- 業務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があった時

## 第5章 総会

(種別)

第17条 この会の総会は通常総会と臨時総会の2種類です。

(構成)

#### 第18条

1. 総会はチャプター正会員をもって構成する。
2. 正会員は総会に出席し自由に意見を述べることができる。

(機能)

第19条 総会は以下の事項について議決する。

1. 定款の変更
2. 解散、合併または分割
3. 幹事の選任または解任。職務並びに報酬
4. 活動計画及び収支予算に並びにその変更
5. 活動報告及び収支決算
6. 入会金及び会費の額
7. その他運営に関する重要事項

(開催)

第20条 通常総会は毎年開催する。臨時総会は代表幹事が必要と認めた時に召集する。

総会の議長はその総会において出席した会員の中から選出する。

総会の議事は出席した過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第21条 総会の議事については議事録を作成する。この議事録をこの会の事務所に保管する。

(運営委員会)

第22条 運営委員会は代表が必要と認め召集の請求をしたときに行い第3条にも基づく活動の企画業務を行う。

1. 運営委員会は役員をもって構成する。
2. 会員の意見を十分に尊重した会になるように配慮する。
3. 企画・決定事項は出席者の過半数による。

## 第6章 資産及び会計

(資産)

第23条 この会の資産は次の各号に掲げるものとし会計役員がこれを管掌する。

1. 入会金・及び会費
2. 活動に伴う収入
3. そのほかの収入

(資産の管理)

第24条 この会の資産は代表の責任のもとで 代表役員以下の役員が第14条の業務分担に基づき管理する。その方法は総会の議決を経て代表が別に定める。

(活動計画及び予算)

第25条 この会の活動計画及びこれに伴う収支予算は 代表が作成し役員会で協議のうえ総会の議決を得なければならない。

(活動報告及び決算)

第26条 この会の活動報告、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は毎活動年度終了後速やかに会計が作成し 役員会の監査を受け総会の議決を受けなければならない。決算上剰余金を生じた場合は次年度に繰り越すものとする。

(活動年度及び決算)

第27条 この会の活動年度は毎年7月1日に始まり翌年6月末日に終わる。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第28条 この会が定款を変更しようとするときは 総会に出席した全員の3分の2以上の多数による議決を得なければならない。

(解散)

第29条 この会は次に掲げる事由により解散する

1. 総会の決議
2. チャプター会員の欠乏
3. 合併・分割(残余資産の帰属)
4. 前項第1号の事由によりこの会が解散するときは支部会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(合併)

第30条 この会が合併しようとするときはチャプター会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

## 第8章 雑則

(禁止事項)

第31条 この会が主催する各種催しの場において 支部会員及びその他の参加者に対する以下の行為は禁ずる。違反を確認した際は代表より当事者に注意を行い、それでも改まらない場合

は除名の是非を問う議決の対象となることもある。

1. 特定団体の営利を目的とした勧誘、物品、サービスなどの売買及びそれに類する行い。
2. 特定の宗教団体の布教を目的とした執拗な勧誘及びそれに類する行い。
3. 特定非営利活動法人日本コーチ協会倫理規定に違反する行い。

(付則)

### 第32条

1. この定款は団体設立の日から施行する。
2. この会の設立当初の役員は次に掲げるものとする。

代表	戸田紳司			
副代表	井上泰世	中村公彦	若狭喜弘	真辺一範
会計	高橋美佐			
事務局長	若狭喜弘			
監査役	村山直宏			
運営委員	畑久美子	村山直宏	小野圭子	

この会の当初の役員の任期は第15条の規定にかかわらず成立の日から平成21年6月末日までとする。

この会の設立当初の活動年度は第27条の規定にかかわらず 成立の日から平成21年6月末日までとする。

《別紙1》

(入会金及び年会費)

第7条にある入会金、年会費は 入会金1000円 年会費2000円とする。ただし翌年1月～翌年6月までの期間に入会する者については年会費を1000円にする。